

日本語の慣用句について

桜井光昭

概要

慣用句については、広狭両義の概念規定が考えられ、それら、特に狭義による慣用句の範囲を考察し、一転して、筆者なりの広義の慣用句の概念規定の設定にいたる。その際、慣用句の形式を用言相当のものに限定する。

§ 1

一般に慣用句については、

日本で慣用句というのは、二つ以上の単語がいつも一緒に、又は相応じて用いられ、その結合が全体として、ある固定した意味を表わすものを指す。（『国語学辞典』永野賢氏執筆）

とされる。

論の展開上、これに該当する問題例をあげてみる。「しかたがない」「だらしがない」もその一例である。これらが全体として、ある固定した意味を表しているのは確かである。前者はヤムヲエナイ、後者はシマリガナイといった意味である。にもかかわらず、常識的には、これらを慣用句としないのではなかろうか。¹⁾ その理由は二つある。第一は、格助詞の脱落した「しかたない」「だらしない」の形の場合は、多く一語として扱ってしまうように、「しかたがない」「だらしがない」も一語に近い意識があるためである。第二は、卑近な、あるいは、まったく平凡な日常語であるためである。特に、第一の理由が主たるものである。しかし、「しかたがない」「だらしがない」の「ない」の部分は、「ありません」「ございません」と変わるのであって、いずれも二つ以上の単語から構成されている。ただ、現代語として、「しかた」の意味は理解できても、普通は「しかたがある」などといわず、同義語「方法」「やりかた」などを用いる。「たらし」にいたっては、単独では意味を理解しない方が普通で、辞書を見てはじめて「秩序」などの意であることを知る。また、語源については、辞書によても、「だら」の音節が転倒したとも、「藪次」の転ともいい、説が分かれている。それほど、単語としての「だらし」とわれわれの距離は遠い。「しかた」「だらし」は後述の特異語であるが、これらをふくむ両句は、三つの単語から構成され、全体として固定した意味を持つのである。

以上により、常識的には慣用句と考えられないが、冒頭に掲げた慣用句の概念規定によれば、慣用句と認められるものがあることが明らかになった。

「しかたがない」などが常識的には慣用句と考えられないというのは、慣用句の概念について、次のような規定方法があるからである。

二つ以上の単語が、いつも一緒に（または呼応して）用いられ、その句全体としてある固定した意味を表わすもの。一つ一つの単語の意味がわかつても、句全体の意味は把握できない。（『三省堂新国語中辞典』）

白石大二氏は、慣用句を狭義、広義に規定して狭義には、

idiom を、その全体としての意味を、その構成要素の合わさった意味から引き出すことができない表現。

とされた。²⁾ 今、これを狭義の慣用句と呼ぶ。「しかたがない」「だらしがない」は、いずれも、「しかた」「だらし」の意味を理解すれば、句全体の意味も理解できるので、狭義の慣用句ではない。

狭義の慣用句として典型的な例は、仕事ヲ怠ケテムダ話ヲスル意の「油を売る」である。「油を売る」の構成要素である個々の語の意味は現代語として明確であり、また、結合した全体の表す意味は、個々の語の意味の総体とは、まったく別のものである。

「油を売る」の場合、二つ以上の単語がいつも一続きになっているのか、それとも、相応じて用いられるのかというと、相応じて用いられるのであって、一続きではない。もちろん「油を売る」の形が代表的で、次にあげる他の形も、みな、この形に還元して考えられるものではある。他の形としては、

油は売る
油も売る
油なんか売らない
(油を売られる)
(油を売らせる)
(油を売らされる)
油が売れる

などが考えられる。最後の四例は、かなり限定された文脈の場合であろうが、用いられる可能性はある。このように、いろいろの形がある点でも、「油を売る」は典型的である。このような現象は、動詞相当の慣用句ほどではないか、形容詞相当の慣用句にも多少見られる。

狭義の慣用句の典型のように見えて、実はそうではない例に「道草を食う」がある。「道草を食う」は、目的地ニ行クノニ、途中デムダニ時間ヲ費ヤス意である。構成要素の各語の意味は、現代語としても、いちおう明確ではあるが、道ノ草の意の「道草」は日常語ではない。日常的な表現としては、「道(ばた)に生えている草」「道(ばた)の草」その他が普通で、「道草」はむしろ、和歌などに用いられる文語的位相を帶びている。もちろん、「道草」が道ノ草の意であろうことは、理解できるから、個々の語の意味の総体とは異なった、句全体の固有の意味があるとして、狭義の慣用句と見なすことは可能である。しかし、一方においては、道ノ草の意の「道草」が日常語でないためもあって、「道草」には道草ヲ食ウコトの意が生じた。現在、「道草」といえば、まずこの意味が念頭に浮かぶ。その結果、「道草を食う」は、構成要素の語と慣用句全体との意味に共通する点ができてしまい、典型的な狭義の慣用句とはいえない。「道草を食う」以外の形も、「油を売る」あげたほど、自由には行われない。そのような形は「道草(を)する」に吸収されてしまうためである。

道草は食う	道草はする
道草も食う	道草もする
道草なんか食わない	道草なんかしない
(道草を食われる)	道草をされる
(道草を食わせる)	道草をさせる
(道草を食わされる)	道草をさせられる
道草が食える	道草ができる

左側の例で不自然な感じがしないのは第二例くらいまでであるのに対し、右側の例は比較すれば自然な感じだということになるのではなかろうか。すなわち、「道草を食う」は「油

「を売る」と並んで、慣用句の典型のように説かれるが、すでに収束段階にあると考えられ、狭義の慣用句として典型的ではない。類例としては「顔が広い」などがある。

慣用句の典型のように、よくあげられる「油を売る」「道草を食う」の二句をとっても等質ではない。ここで、狭義の慣用句の条件を検討してみたい。後述の理由で、用言相当の慣用句を中心とする。

A 「油を売る」「道草を食う」の成立を考えると、前者の語源説は一つではないが、油を売る際に商人が雑談したことからという点では一致しており、前者、後者いずれも比喩、それも暗喩に由来していることがわかる。中村明氏は、比喩が比喩であるのは、比喩意識がある限りにおいてだといわれる。³⁾ 比喩起源の慣用句にあっては、比喩意識の消失によって慣用句となる。『国語学辞典』の永野賢氏の解説では、

- 牛耳をとる①……故事来歴のあるもの
- 采配をふる②……故語の残存したもの
- ダメを押す③……碁・将棋・スポーツなど

特殊世界の用語に由来するものと、①②③それぞれの慣用句の成立を分けてあるが、観点を変えれば、いずれも比喩起源と見なせる。すなわち、③の「ダメを押す」は、囲碁という特殊世界の技術用語を、囲碁以外の事象にも比喩的に使用した結果、慣用句として成立したものである。「板につく」（「板」は本来、舞台の意）も同種の慣用句である。なお、永野氏の「特殊世界の用語」は、特殊世界の通言（その世界だけに通用する、比喩ないし慣用句）とも解せるが、ここでは、術語、または、それに準ずるものとの意に解した。②の「采配をふる」は、古語である以前に、当代語であった時代があったはずであり、その時代において、（道具としての「采配」を現実にふることのない）比喩的表現から慣用句として成立したものである。「かぶと」は古語とはいえないであろうが、過去の時代の武具であるという点で、「かぶとを脱ぐ」も同種の慣用句である。①の「牛耳をとる」は、古代中国で盟主となるものがまず「牛の耳をとって……」という故事に基づく。この表現を日本語に受け入れたときは、もちろん、故事の風習とは分離した、単なる言語表現として受け入れたものであるが、原理的には②の「采配をふる」に準じて、その慣用句としての成立を想定することは可能である。

以上によって、次のようにいえる。

「起源的に句全体が一つの比喩であったと考えられ、しかも、現在その比喩意識がないものは慣用句である。」

B ところで、「采配をふる」「ダメを押す」など、これらは、本来、具体的な動作があつて、それを比喩として表現した結果、慣用句が成立したものである。そうだとすると、この種の慣用句と、ある種の動作・作用そのものを表現した句との区別を明らかにしておく必要がある。

用例として次の句を用いる。

- 「頭を下げる(1)」……オジギヲスル。
 - 「頭を搔く」…………恥ズカシガッテ（テレテ）頭を搔ク。
 - 「青い顔になる」……顔色が悪クナル。
 - 「頭が下がる」……敬服スル。
 - 「頭を下げる」……敬服スル。降参スル。
- これらを検討すると、別表のごとくである。

句	動作・作用の実現	動作・作用の性格	句の比喩性	慣用句か
頭を下げる(1)	○	直接的表現	×	×
頭を搔く	○	間接的表現	×	×
青い顔になる	○	生理的指標	×	×
頭が下がる	×	(心理的指標)	○	○
頭を下げる(2)	×	(直接的表現)	○	○

別表において、「動作・作用の実現」とあるのは、その句によって表現される動作・作用が実際に行われるかいなかを問題にしたもので、行われるもののは○、行われないものは×とした。あと二例が×になっている。「頭が下がる」は、居眠りでもした場合は別として、感心して思わず頭が下がるということはないからである。感心した場合は、やはり頭を下げるであろう。「頭を下げる(2)」は動作が伴えば(1)になるので、これは×である。「かぶとを脱ぐ」は類例である。動作・作用の性格の欄は、それぞれ説明を要する。「頭を下げる」という動作は、単純な動作である場合もあるが、慣用句との関連から「表現性のある動作」としては、(1)のように、おじぎをすることである。すなわち、その動作は社会的慣習であって、他者に対する直接的表現である。「頭を搔く」という動作は、ここでは、失敗して恥ずかしがったり、まが悪くてれたりしたときの動作で、社会的慣習ではないが、他者がいなければ、普通はしない。その点で風俗的ともいべき間接的表現である。「青い顔になる」という作用は、気分が悪いとか、恐怖を感じたとかいう場合の、生理的または心理的指標である。「頭が下がる」という動作は、前述のように実際にはないはずだが、かりにあるとしたら、心理的指標になる。「頭を下げる(2)」は、かりに動作の性格を考えれば、(1)と同じである。ただ、動作の表現する意味が(1)より限定を受けていることはいえる。次に、句の比喩性については、句の成立において比喩性が認められる場合は○、認められない場合は×とした。最後の欄では、慣用句と認定すべき場合は○、そうでない場合は×とした。

この結果、句の表す動作・作用そのものが、何らかの表現または指標であるものは慣用句でないことがわかる。この点に関しては、すでに白石大二氏が、普通、成句的慣用句といわれるものの一類として、「床にはいる」「頭を搔く」などの例をあげて、

句の表わす動作自身に、その目的や理由・結果を暗示する意味があるため、句にも自然、構成要素の語の意味以上のものが加わってくるもの（民俗的な風俗、習慣からくるものが多い）。

と説明され、idiom を狭義の慣用句とするときは、上記の類は民俗的な風俗習慣であって、idiom と認めにくくとされている。

別表において、筆者が慣用句と認めたものは、二つの特徴を持っている。第一に、句の表す動作・作用そのものが、何らかの表現または指標であっても、その動作・作用の具体的な実現を欠いている。第二に、その動作・作用を、その表現または指標の象徴としてとらえることによって、句が成立している。これが、この場合の、句の成立において認められる比喩性である。

「具体的な動作・作用を欠き、その動作・作用の表現または指標としての面のみに着目して言語化された句は慣用句である（これらは本来比喩として成立し、のち慣用が固定したものである）。」

なお、「腹が立つ」「肝をつぶす」なども慣用句であって、現代人の言語感覚からすれば、

本来比喩として成立したものと考えられるが、古代人の言語感覚からは、はたしてどうであったか疑問である。古代語で、風や波について「居る」といった例はあまり見ないし、次の和歌は「女の童」のよんだものである点、考慮が必要であるが、『土佐日記』で、

なてばなつ るればまたるる ふくかぜとなみとはおもふどちにやあるらん(正月十五日)

と、風、波について、いっている。「腹立つ」「腹居る」は、対話をなして古代語で普通に用いられたもので、現在、われわれが「風が起る」「波が立つ」「風がおさまる」「波がおさまる」などを慣用句と考えないように、これらも慣用句ではなかったかもしれない。すなわち、これらは、「肝をつぶす」などとともに、古代人にとっては、それらの作用の実現に関する表現だったかもしれない。

C 「青い顔になる」と「青くなる」とでは同列には扱えない。前者はすでに見たとおり、慣用句ではない。一方、「青くなる」は、恐怖ヲ感ジル、心配ニナルの意の場合、慣用句である。その理由は、青い色になるのは顔であるが、その顔ないし顔色という意味は、句の構成要素のそれぞれにはないからである。もし、構成要素のいずれかに「顔(色)」の意があるとしたら、「なる」ではなく、「青く」の方である。しかし、「青い人」といってもそれは、血色ガ悪イ人、心配ソウナ表情ノ人といった意味にはならない。すなわち、「青くなる」といってはじめて、「顔(色)」の意味が生じる。構成要素「青く」は普通の意味にさらに限定が加わっている。語意の縮少である。いま一例あげるならば、「頬を染める」も同様の例である。「染める」は赤ク染メルの意で限定が加わっている。これらの句の表す作用は、心理的(また生理的)指標であるから、限定が加わってはじめて慣用句といえる。ただ、「青くなる」「頬を染める」のそれぞれの構成要素の意味が、それらの結合して生じる意味の中にもそのまま残っている点が、狭義の慣用句と厳密には異なっている。

「構成要素の語の意味に、さらに限定が加わった句は慣用句である。」

D Cとは、逆の傾向にあると考えられるのが、「誓^{けいかい}咳に接する」である。これは面会スル意の敬語であるが、「誓咳」は「誓」も「咳」もセキバライの意で人物(敬意の対象となる)を表す。したがって、「誓咳」は人物の象徴で、部分が全体を表しているといえる。

「構成要素の語の意味が、象徴的で、部分が全体を表すように用いられている句は慣用句である。」

E 「気を遣う」の類は、白石大二氏の慣用句的成句の分類では、

句全体の意味は、その構成要素の語の意味から理解することができるが、各要素の意味が抽象的で具象性を欠いているため、結合した全体ではじめて意味が明確になるものに該当する。もともと、語の意味 자체、常に文脈の中において確定するという性格を持っており、「気を遣う」の類にあっては、結合した全体でより明確な意味を表すのは確かであるが、「気」のような構成要素は、語そのものが多くの場合、抽象的な意味を表す。したがって、構成要素である個々の語の意味の結合と、個々の語の結合全体の表す意味との、抽象性(あるいは具象性)の差は程度問題といえる。このような観点から、これらは狭義の慣用句からはずれる。周辺的な存在である。

F 「にべもない」「悦に入る」のように、その構成要素の中に、その句以外では用いられない語(かりに特異語と呼ぶ)をふくむ句を慣用句とすることが多い。「にべもない」の特異語は「にべ」であるが、辞書によれば、「にべ」は愛想の意である。「にべもない」は「愛想がない」の強調表現であるから、これは狭義の慣用句としては認められない。特異語

をふくむ、いわゆる慣用句は、ほぼ、この類である。

その点、「悦に入る」は例外的である。特異語は「悦」であるが、「入る」も現在、一般には「はいる」が使用されていて、文語的位相を帶びている。

ところで、これらの特異語は、古くは当該の句形式以外でも用いられたという例が多い。「にべもない」の「にべ」もその例である。「悦に入る」の「悦」は、その点でも例外で、他の句形式では用いられた形跡がない（「悦な」の形はある）。筆者は「悦に入る」に関して、「笑盡に入る」の「ぼ」が脱落してできたか、この慣用句と何かの混交によってできたのだろうと考えている。前者の場合、『日本国語大辞典』に引く『古事談』（卷三）の用例が、音韻面から障害になるが、この用例「悦入」は「えついにり（ぬ）」ではなくて「よろこびいり（ぬ）」と読むべきものである⁴⁾から、問題はない。

筆者が慣用句を用言相当句だけに限るのは、この特異語をふくむ句を慣用句と認めるかどうかと深く関係する。この点については後述する。

「構成要素である、ある語（特異語と呼ぶ）に、当該句以外に他の表現形式がなく、語結合が緊密である場合、慣用句とするのが普通であるが、狭義の慣用句とはしない。」

G 広義の慣用句にもならない場合を、Fとの関連で考察すると、次のようにいえる。

「句の構成要素である語の使用が、比較的自由なもの、通則的なものは、慣用句ではない。」

「つてを求める」「口錢を儲ける」「地盤がある」など、いちおう、慣用句かいなか考えるものは、構成要素である語の意味が、その語として比較的特殊なものや、その語 자체が比較的特殊なものが多い。これらは、語の結合が比較的自由であるから、もちろん、慣用句ではない。また、比較的通則的なものとしては、「湯をわかす」「鶴を折る」の類があげられる。⁵⁾

なお、「碁を打つ」「将棋を指す」なども、一見、慣用句のようであるが、「碁をする」「将棋をする」ともいい、「打つ」「指す」の特殊な用法にすぎない。現在、帽子は「かぶる」ものであり、ズボンは「はく」ものであるが、古くは、笠・えぼしも「着る」ものであったし、袴も「着る」ものであった。（碁・将棋の）「打つ」「指す」は比喻起源であろうから、その点が「かぶる」「はく」と異なるが、いずれも「打つ」「指す」「かぶる」「はく」などの動詞だけでも、前後の文脈次第では意味が通じる。「油を売る」の「売る」や「道草を食う」の「食う」などは、単独使用は不可能である。句全体を明示するのが普通である。つまり、普通の動詞句においては格関係が存在するが、動詞相当の慣用句においては、格関係は見かけだけで実質的には存在しない。

Fの項で、特異語をふくむ慣用句の認定と、筆者が慣用句を用言相当のものに限定することとには関連があると述べた。ここで、特異語をふくむ句を慣用句と認定する立場に立った場合の影響について触れる。

動詞相当の句以外の句について検討してみよう。たとえば、「ずぶの素人」「赤の他人」「まっかなうそ」「まっかなにせもの」なども、「ずぶの」「赤の」「まっかな」が特異語と認められるならば、慣用句とすべきである。「特異語と認められるならば」というのは、「まっかな」のように一慣用句以外に他の表現形式がないとはいえない場合があるからであるが、「ばつが悪い」「ばつを合わせる」なども「ばつ」を特異語として慣用句とする立場からすれば、これも特異語と認められる。また、辞書では、これらの特異語を、体言的な部

分で見出しを立てているが、それは現代語としてだけでなく、近世語にも共通する説明を与えるためかもしれない。つまり、多くは慣用句扱いをしない。現代語としては特異語扱いができるのに、これらを慣用句としない傾向があるのは、これらの句の意味上の中心が下の体言「素人」「他人」「うそ」「にせもの」)にあり、これらの体言の意味が明確なためである。

次に、「平気の平左」「やけのやんばち」などは、どうであろうか。これらの「平左」「やんばち」(近世では「かんばち」とも)は特異語である。普通、慣用句とされるが、「ずぶの素人」などが被修飾語の位置にある体言が特異語でなくて意味上の中心をなすのに対し、これらは被修飾語の位置にある体言が特異語で意味上の中心をなさない。

「いちかばちか」「ちっとやそっと」も普通、慣用句とされているが、「ばち(とばく用語からといわれる。漢字表記は八)」「そっと(近世、スコシの意)」が特異語であるからに過ぎない。ことに、これらは、選択を表す助詞「か」、類似のものをあげる助詞「や」との共用、さらには使用文脈によって大意は把握できるものが多い。この点では、狭義の慣用句に該当すると思われる「猫も杓子も」も同じである。構成要素の結合全体の固定した意味においても、「～も～も」のワクは変わらず、その意味もある程度予想できる。

狭義の慣用句においても、用言相当の句とその他の句とでは、構成要素の語の意味の総和と、構成要素の語の結合した全体の意味との距離におのずから差のあることがわかる。つまり、これらの句における難易度が異なり、用言相当の慣用句が中ではもっとも難解だということになる。あるいは、狭義の慣用句としても純粹だといってよい。

用言相当の句は、もっとも述語となる率が高く、句数、使用頻度も、他品詞相当の句よりも優勢である。それで、慣用句を用言相当の句に限定することにしたのである。

§ 2

前節 § 1 で述べたところを、補筆しながらまとめてみる。

1. 二つ以上の語が、いつも一緒に、または相応じて用言相当として用いられるもので、構成要素である個々の語の結合全体が、構成要素である個々の語の意味の総和とは異なった、固有の意味を表すものを慣用句という。

慣用句の概念規定には広狭二義があり、一般には広義が行われているが、前節に見る限りでは狭義によることになる。また、慣用句を用言相当のものとその他のものに分けた場合、構成要素の語の意味の総和と、構成要素の語の結合全体の意味との差に段階があり、狭義の慣用句は用言相当のものに限定るべきである。

1. 1 起源的に句全体が一つの比喩であったと考えられ、しかも、現在その比喩意識がないものは慣用句である。

現在、比喩意識があるかないかは、主観に左右される点がある。また、句の起源はかならずしも分明なものとは限らないが、慣用句を検討すると、このようなものが多い。

1. 2 具体的な動作・作用を欠き、その動作・作用の表現または指標としての面のみに着目して言語化された句は慣用句である(これは、本来比喩として成立し、のち慣用が固定したものである)。

狭義の慣用句とは、厳密にはいえないが、それに準ずるものに次のものがある。

2. 1 構成要素の語の意味に、さらに限定が加わった句は慣用句に準ずるものである。
2. 2 構成要素の語の意味が、象徴的で、部分が全体を表すように用いられている句は慣用

句に準ずるものである。

次は、一般には慣用句とされるが、狭義の慣用句ではないものである。

3. 1 構成要素である個々の語の意味が抽象的である句は、慣用句としない。
3. 2 構成要素である、ある語（特異語）に、当該句以外に他の表現形式がなく、語結合が緊密である句は、慣用句としない。

次は、3. 2と関連して得られるもので、一般にも慣用句とならない場合である。

4. 1 句の構成要素である語の使用が、比較的自由なもの、通則的なものは、慣用句ではない。

以上、狭義の慣用句、それに準ずる慣用句、それらにはふくまれないで、一般には慣用句と認められるもの、さらに、その周辺の句と、狭義の慣用句を中心にいくつかの段階があることを述べた。狭義の慣用句の内部においても、§ 1に述べたように段階があり、各句は等質ではない。狭義の慣用句を追究してきたのは、一つには等質性を求めてきたわけであるが、その非等質性の点では、狭義の慣用句の内部も、またその周辺——広義の慣用句にふくまれる部分も、大差ない実状である。

もともと、慣用句という概念が必要となってくるのは、表現理解の際に、普通の単語単位の知識ではおおえないためである。そして形式上の単位と意味上の単位がズレており、そのズレが多様であるため、文法的にも問題が出てきて、慣用句の非等質性となって現れる。慣用句の実態は実態として認識することが必要であるが、表現理解に資するという目的からは、広義の慣用句の方が目的に沿っている。そこで、§ 3にその概念規定を掲げて説明を述べる。

§ 3

1. 二つ以上の語が、いつも一緒に、または相応じて、固有の意味で用言相当として用いられるものを慣用句という。

1. 1 その慣用句が体言をふくむ場合、その体言は、慣用句中の用言の被修飾語とはならない。⁶⁾

1. 2 その慣用句が連用修飾語をふくむ場合、慣用句中の用言を体言化したものと、その連用修飾語とは、（原句と同じ意味で）主述の関係に立つことはない。

1. 1, 1. 2は1の慣用句の検討には使えるが、1. 1, 1. 2に合致するというだけで慣用句だというのではない。

1. 1の場合、連体修飾語の形は、下の例に見られるように、比較的自由なものでいい。

「道草を食う」は「食う道草」あるいは「食った道草」などの形が成立せず、「油を売る」は「売る油」「売った油」などの形はあるが、もとの慣用句の構成要素の場合とは、それぞれが意味の面で無関係で、これも成立しない。同様にして、「気を遣う」「間が悪い」「にべもない」「悦に入る」等、広範囲のものが慣用句になる。

1. 1に照らして慣用句にならない、注意すべきものをあげれば、「メスを入れる」「顔が広い」がある。「経済界に入られたメス」「広い顔を最大限に利用して」のような形が可能だからである。これらは、新聞の見出しなどでは、「経済界にメス」「土地では顔」のように体言（「メス」「顔」）単独でも自由に用いられる。「鼻が高い」も「高い鼻をへし折る」などといえるが、この場合は「高い」「鼻」単独では用いられない。「お高い」は「お高くとまる」から来たものであろう。

1. 2については、やや説明を要する。用言の体言化は、準体言を中心に考えているが、比

較的自由な形でいい。たとえば、慣用句以外の句で考えると、「きれいに咲く」は「咲くの（＝状態）がきれいだ」となり、「きれいになる」は「なるの（＝状態）がきれいだ」となる。場合によつては、「咲いたのが……」「なったのが……」などの形で考えてもいい。これらは主述関係が成立する例である。1.2の該当例を示すと、「お高くとまる」「青くなる」などがある。これらは、「とまるのがお高い」「なるのが青い」の形に変えると、前者は意味不通になり、後者は「顔色（が青い）」の意がなく、いずれも原句を構成していたときとは違う意味に各構成要素がなつていて、1.2の意味での主述関係は成立しない。

最後に、慣用句がたどる語史としての経過を見ておく。普通、次の三種が考えられる。——第一は、「油を売る」のように、その句構成がくずれず、そのまま持続するもの。第二は、「道草を食う」から「道草」が生じたり、「牛耳をとる」が「牛耳る」になったりするよう、慣用句の体言のたぐいを意味の中核として、短い形に転ずるもの。第三は、「油をしぶる」が「しぶる」になるように、慣用句の用言が他を吸収独立するもの。——こう見えてくると、慣用句の場合も、用言で終わる普通の句の場合も、そのたどる経過はあまり差がないようと思われる。意味の面からは、単語の特殊用法と慣用句と関連を持たせた説明もありうると思うし、慣用句の特殊性だけを強調するものではない。

また、慣用句とその周辺の関係について⁷⁾触れる予定であったが、後日に譲る。

— 1976年9月 —

注

- 1) たとえば、白石大二氏『国語慣用句辞典』には両者ともない。宮地裕氏は、連語成句として、「成句の分類」『語文32』（大阪大学）に「しかたがない」を、「『成句』の二三の用法について」『文学・語学74』に「だらしがない」を、それぞれあげられた。
- 2) 白石大二氏の説は、以下いずれも、『日本語のイディオム』による。
- 3) 中村明氏「比喩とはなにか」『言語生活233』
- 4) 益田勝実氏も「よろこびいる」と読まれている。同氏「説話の技術（一）（古事談鑑賞五）」『解釈と鑑賞・昭和40年9月号』
- 5) 水谷静夫氏「文法・語義をめぐる一つの問題集」『日本文学33』
- 6) すでに高木一彦氏「慣用句研究のために」『教育国語38』に指摘がある。また、どのような体言が連体修飾語を受けるか、受けないかについては、奥津敬一郎氏『生成日本文法論』参照。
- 7) 慣用語の下位分類に、慣用句、文法的慣用句、格言・ことわざその他を整理したい。この点については、
宮地裕氏「成句の分類」『語文32』（大阪大学）
教科研東京国語部会・言語教育研究サークル著『語彙教育その内容と方法』（第8章
慣用句）